

白水大池公園駐車場有料化に伴う運営事業者

募集要項

第1回改訂

(令和7年3月10日)

春日市 都市整備部 都市計画課

《 目 次 》

1	事業名称	2 ページ
2	趣旨	2 ページ
3	対象物件	2 ページ
4	応募者の資格条件	3 ページ
5	スケジュール	4 ページ
6	事業に関する条件	5～8 ページ
7	駐車場に関する条件	9～11 ページ
8	応募の手続き	12～14 ページ
9	事業予定者の選定等	15～17 ページ
10	選定後の手続き	18 ページ
11	その他	18 ページ

1 事業名称

白水大池公園有料駐車場運営事業（以下「本事業」という。）

2 趣旨

春日市（以下「市」という。）は、白水大池公園内の駐車場の効率的な利用促進と利便性の向上を図るため、民間の駐車場運営のノウハウを活用し、現在無料で利用可能な同公園の駐車場を有料化します。

本件は、本事業の実施にあたり、有料駐車場運営事業者（以下「事業者」という。）の選定を目的に、公募型企画提案（プロポーザル）を実施するものです。

3 対象物件

本事業の対象となる駐車場は次のとおりです。詳細は別紙資料を参照してください。

【白水大池公園】

No.	駐車場名	所在地	面積※	駐車台数
1	正面入口駐車場	春日市大字下白水地内	3,080㎡	乗用車113台、バス2台
2	ちびっ子広場駐車場	春日市大字上白水地内	2,495㎡	乗用車60台、バス3台
3	北駐車場	春日市天神山3丁目地内	935㎡	乗用車29台
4	東駐車場	春日市松ヶ丘1丁目地内	830㎡	乗用車15台
		合計	7,340㎡	乗用車217台、バス5台

※面積はGIS計測による。

また、現在、駐車場として供用していない以下の範囲についても、本事業に合わせた使用を提案することができます。

No.	場所	所在地	面積※	備考
5	正面入口駐車場 (南側エリア)	春日市大字下白水地内	550㎡	未供用エリア

※面積はGIS計測による。

4 応募者の資格条件

(1) 基本条件

応募できる者は、次の各条件のすべてに該当する法人とします。

- ア 白水大池公園駐車場有料化に伴う運営事業者募集要項（以下「本要項」という。）に定める条件及び法令等を遵守し、「事業者自らが対象物件を自動車の時間貸駐車場施設として、設置許可期間中に継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有していること。
- イ 地方自治体における駐車場の管理運営業務について実績を有していること。
- ウ 福岡県内に事務所を有すること。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当する事業者は本事業の企画提案に参加することができません。候補者選定までの手続期間中に新たに該当することとなった場合にも同様であるため、当該期間中に下記制限に該当し、又は、該当することが明らかとなった事業者は、その時点で企画提案の辞退を申し出る必要があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 代表者その他の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号の規定に基づく暴力団員である者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てをし、又は、申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- エ 市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
- オ 市から指名停止措置又は排除措置を受けている者

5 スケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事情等により、変更することがあります。

No.	項目	予定時期
1	募集要項の公表	令和7年2月19日(水)
2	質問書の受付	令和7年2月19日(水)から令和7年3月14日(金)まで
3	質問書に対する回答	随時
4	応募書類、企画提案書の受付	令和7年2月19日(水)から令和7年3月21日(金)まで
5	選考審査(プロポーザル)	令和7年4月上旬
6	審査結果通知	令和7年4月中旬
7	工事協議	令和7年4月下旬まで
8	公園施設設置許可申請	令和7年4月下旬まで
9	着工準備、資材調達	令和7年5月下旬
10	工事着工 (都市公園占用料発生)	令和7年6月中 (協議状況によって変更となる可能性あり)
11	有料駐車場供用開始 (使用料発生)	令和7年7月中 (協議状況によって変更となる可能性あり)

6 事業に関する条件

(1) 公園施設設置許可

事業者は、対象物件について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）を得ていただきます。また、許可期間中は使用料が発生します。

(2) 公園施設設置許可期間

設置許可の期間は、5年以内とします。

なお、駐車場機器の設置及び撤去等に要する期間は、許可期間に含みません。別途、都市公園占用の申請を行っていただきます。

(3) 公園使用料

ア 公園使用料の額

公園施設に係る公園使用料（月額）は、対象物件の面積（7,340㎡）×使用料単価（円／㎡・月）とし、企画提案の対象とします。ただし、提案可能な公園使用料は、1円／㎡・月以上とします。

なお、対象物件の面積は敷地面積とし、実使用面積（駐車場区画柵の合計等）ではありません。また、対象物件No.5の正面入口駐車場（南側エリア）の使用を提案した場合は、公園使用料の算定時に、対象物件の面積（7,340㎡）に当該エリアの面積（550㎡）を加えることとします。

イ 公園使用料の支払い

公園使用料は、各月分を市が定める期日（当該日が春日市の休日を定める条例（平成元年条例第17条）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、市が発行する納入通知書により市の指定する金融機関にて納付していただきます。

ウ 遅延損害金

納付期日までに使用料を納付しないときは、当該金額に遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を遅延損害金として、市が別途発行する納入通知書により、市に納付していただきます。

(4) 都市公園占用許可に係る占用料

ア 占用料の額

設置許可の期間に含まれない、駐車場機器の設置及び撤去等に要する期間は、別途、都市公園占用の許可を得るものとします。占用期間中の占用料は、春日市都市公園条例（昭和57年条例第10号）第11条第1項第2項において準用する春日市道路及び河川占用料条例（昭和32年条例第14号）第2条の規定に基づき、1か月につき870円／㎡とします。

イ 占用面積

占用面積は実使用面積とし、その範囲は協議によって定めます。

ウ 占用料の支払い

占用料は、春日市都市公園占用許可書に合わせて発行する納入通知書により市の指定する金融機関にて納付していただきます。

エ 遅延損害金

納付期日までに占用料を納付しないときは、当該金額に遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を遅延損害金として、市が別途発行する納入通知書により、市に納付していただきます。

(5) 事業に係る負担区分

本事業に係る初期費用及び運営費用の負担区分は「負担区分表」のとおりです。ただし、詳細については、市と協議するものとします。

なお、負担区分表に示すもののほか、提案に係る準備や管理運営にあたっての必要経費は、以下の項目を含めすべて事業者の負担とします。

ア 応募の手続きに関する一切の費用

イ 駐車場の設置に必要な各種手続きに要する費用

ウ 原則として、設置許可終了時の原状回復費

エ その他、本事業に係る事業者が負担すべき費用

(6) 遵守事項

ア 事業者は、駐車場の運営及び整備について、駐車場法、建築基準法その他の関係法令を遵守してください。

イ 事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象物件を使用してください。

ウ 事業者は、市が対象物件の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守してください。

エ 事業者は、対象物件の使用にあたって、近隣住民等の迷惑とならないよう十分配慮してください。

(7) 禁止事項

ア 対象物件は、本事業の趣旨に基づく用途以外で使用することはできません。

イ 事業者は、設置許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転嫁し、質入れもしくは担保に供し、又は営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。

ウ 事業者は、対象物件の使用にあたり、土地の形質を改変することはできません。ただし、あらかじめ市から書面による承諾を受けたときは、この限りではありません。

エ 対象物件に建築物を建築することはできません。

(8) 設置許可の取消し

次のいずれかに該当するときは設置許可を取り消すことがあります。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害の賠償をしなければなりません。

ア 公用又は公共用に供する必要が生じた場合。

イ 事業者が(6)記載事項を遵守しなかった場合、または(7)記載事項に該当する行為を行った場合。

(9) 設置許可期間の条件等

事業者は、設置許可期間が満了したとき、もしくは(8)各号に該当し許可を取り消された場合は、原則、直ちに自己の負担で対象物件を原状回復して市に返還しなければなりません。また、この場合、事業者は本市に対して、返還に伴い発生する費用について一切の請求をすることはできません。

(10) 実地調査等

事業者が、(6)記載事項の遵守状況、または(7)記載事項に該当していないかを確認するため、市が対象物件の利用状況等に関する実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、事業者は協力しなければならないものとします。

(11) 資料の提出等

ア 事業者は、毎月1回、次の資料データを市に提出することとします。

(ア) 事故等のトラブルの総括

なお、事故等のトラブルが発生した際は、速やかに市に報告を行うものとします。

(イ) 入出庫台数（日別）

(ウ) 無料出庫台数（日別）

(エ) 稼働率（時間帯別）

稼働率は、毎時点における駐車台数を車室で割った値とします。

(オ) 駐車時間ごとの入出庫台数

(カ) 売上、経費及び収益

イ 事業者は、毎年1回、駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、市に提出するものとします。なお、市は、これを公表できるものとします。

ウ 春日市情報公開条例（平成12年条例第40号）に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合は、事業者は市に協力するよう努めるものとします。

エ 市が債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は事業者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(12) 違約金

事業者が、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)ア、イ及び(11)エの条件に違反した場合には、使用料の1年分に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(13) 対象物件の設置許可期間中における埋設物の施工や工作物の設置等について

事業者が、設置許可の期間中において、埋設物の施工や工作物の設置を行う場合は、事前に埋設物の施工計画図、工作物の設置計画図を市に提出の上、協議を行うものとします。

施工後は、竣工図面及び写真等の土地利用状況に関する書類を提出するものとします。

(14) 設置許可期間満了時の財産等の寄附

事業者は、許可期間が満了したとき、本事業に伴い設置した設備等の寄附を申し出ることができます。この場合、事業者の費用負担のもと、市の行政財産として登録するために必要となる各種書類及び資料等を作成し、市に提出していただきます。

市は、現地に設置された設備等や、提出された書類及び資料等を確認した上で、寄附採納の可否を判断します。

7 駐車場に関する条件

(1) 施設の名称

駐車場の名称は、原則変更を認めません。事業実施に係る課題解決等、やむを得ず変更する場合は、市と協議の上、承諾を得るものとします。

(2) 開場時間

駐車場は年中無休とし、営業時間は24時間とします。

(3) 駐車料金体系

ア 駐車料金体系については、事業者において、近隣駐車場の料金相場を勘案した上で、公園の駐車場として適正な料金を提案してください。

イ 駐車料金体系は利用者が把握しやすい内容としてください。

ウ 公園利用者の送迎や周辺道路の路上駐車対策、駐車場への誤進入対策等を勘案し、無料時間の設定について提案してください。

エ 乗用車とバスの料金を別途設定することは可能とします。

(4) 無料措置、割引措置

ア 市が所有又は管理する車両は、入庫から出庫までを無料措置の対象とします。

イ 公園施設の運営、維持管理に使用する車両は、入庫から出庫までを無料措置の対象とします。

(想定車両) シルバー人材センターや、公園樹木等維持管理事業者、星の館運営事業者などが所有する作業車両

ウ 市は、必要に応じ無料措置の対象車両を変更することができるものとします。

エ 市は、無料措置対象車両の変更を行う際は、事前に事業者と協議するものとします。

オ 白水大池公園において、市及び自治会は様々な事業を実施しています。以下の車両を無償措置もしくは割引措置の対象とすることが可能な場合は提案してください。

(ア) 市主催事業及び自治会主催事業の運営に参画する団体関係者及びボランティア従事者等の車両。

(イ) 市主催事業及び自治会主催事業へ参加する者の車両。

カ 無料措置、割引措置の方法については、簡易かつ明瞭な方法を原則とします。

(5) 駐車場の整備

ア 事業者は、駐車場設備を自らの費用負担で設置することとします。なお、設置工事に着手する前に、工事の内容及び期間等について市と協議を行うものとします。

イ 既存の駐車設備、看板、車路、車室の整備、変更等を実施する場合の費用は、事業者の負担とします。また、事前に市と協議の上、その承諾を得てください。

- ウ 駐車場のレイアウトを変更する場合は、可能な限り多くの車両が駐車できるレイアウトとしてください。
- エ 対象物件No.2「ちびっ子広場駐車場」においては、バスの駐車スペースを無くし、乗用車駐車スペースを増設することも可能とします。
- オ 看板などの案内表示は、利用者にわかりやすく配置してください。
- カ 駐車場設備等の設置工事期間中も駐車場が利用できるようにするとともに、利用者や周辺住民の安全を確保してください。その際、必要に応じ、誘導員等を配置してください。
- キ 省電力・環境負荷を提言した機器の設置やシステムの採用等、環境への配慮に努めてください。
- ク 対象物件（公園施設設置許可）の範囲外に看板等を設置する場合は、関係する機関に届出や申請をしてください。届出や申請に係る費用、使用に伴う費用は事業者の負担とします。

(6) 駐車場の管理機器及び精算機

ア 管理機器

- (ア) 入庫及び出庫の管理機器は、ゲート式、カメラ式、フラップ式等、適切に駐車台数が管理できるものを選定してください。
- (イ) 駐車場毎に管理機器を選定することは可能とします。

イ 精算機

- (ア) 精算機は利用者にとって認識しやすい場所に設置してください。
- (イ) わかりやすい操作説明を掲示してください。
- (ウ) 各種紙幣及び硬貨、クレジットカード並びに電子マネー及びコード決済に対応できる機種を設置してください。

(7) 駐車場の運営

- ア 定期的に駐車場内の点検及び清掃を行い、良好な状態を維持してください。
ただし、対象物件内に位置する既存の樹木の管理、除草等は市が行うものとします。
- イ 利用者及び周辺住民への対応は、事業者の責任で行ってください。
- ウ 利用者からの問合せについて、24時間対応できるコールセンターを設置し、緊急時は遠隔操作等で速やかに対応できるようにしてください。また、コールセンターの連絡先を現地に掲示してください。
- エ 利用者等の個人情報を適切に管理及び保護するため、個人情報管理責任者を定めるなど、必要な措置を講じてください。
- オ 駐車場で事故又は事件が発生した場合は、当事者や警察などへの対応を行うとともに、市に報告してください。
- カ 駐車場の運営に係る一切の責任は、事業者において負担してください。
- キ 事業者は、緊急連絡体制を市に届け出るものとします。
なお、変更があった場合は、速やかに届け出てください。

- ク 機器等の光熱費に関する費用については、事業者と市で協議の上、事業者が実費相当分を負担することとします。市が立替払いするものについては、事業者は市の請求に基づき、その額を市に支払うものとします。また、駐車場事業の運営のため、新たに配線又は配管等の工事が必要な場合は、市と協議の上、対応を決定することとします。
- ケ 電力供給不足等により駐車場が停電する場合には、事業者は、利用者が入出庫できる状態にするものとします。
- なお、緊急により事業者が対応できない場合は、市と協議の上、市が対応できるものとします。
- コ 違法駐車や長期放置車両に関しては、事業者が迅速に対応するものとします。
- サ 事業者は、使用期間中、事業者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとします。加入後は市に保険証券の写しを提出してください。
- シ 市が実施又は推進する事業等にかかる啓発用ポスター、のぼり等の駐車場への掲示については、市の責任において設置できるものとします。
- ス 駐車場内において車両が混雑し、交通整理等が必要な場合は、市と協議の上、対応を決定するものとします。
- セ 対象物件は災害廃棄物の一時仮置場に指定されています。緊急対策として市が必要と認めるときは、事業者に通知し、対象物件の使用を一時的に中止することができるものとします。
- ソ その他、駐車場運営に関しては、市と協議の上、行うものとします。

8 応募の手続き等

(1) 公募の概要

- ア 本要項の内容及びに基づいて駐車場事業を行うことを条件に、対象物件を使用する事業者を公募します。
- イ 事業者の選定にあたっては、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、提案の内容及び応募者の有料時間貸駐車場の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を優先交渉権者として決定します。また、次に優れた評価を得た応募者を次点者として選定します。

(2) 募集要項の公表

配布年月日	令和7年2月19日（水）
配布方法	春日市ウェブサイトからダウンロードしてください。市役所窓口での配布は行いません。
春日市ウェブサイト	[URL] https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/1015625 トップページ>入札・商工>入札・発注>公募型プロポーザル方式 入札>白水大池公園駐車場有料化に伴う運営事業者

(3) 質問書の受付

配布期間	令和7年2月19日（水）から令和7年3月14日（金）まで
提出方法	電子メール
メールアドレス	kouen@city.kasuga.fukuoka.jp
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・メールの件名を「白水大池公園駐車場有料化質問書」とし、質問書（様式2）を提出してください。・公表する内容は、質問とその内容のみとします。・回答の公開をもって、本募集要項等の補完、追加または修正とします。

(4) 質問書に対する回答

市ウェブサイトにて質問及び回答を随時掲載します。

(5) 応募書類の提出

提出期間	令和7年2月19日（水）から令和7年3月21日（金） 受付時間 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）
提出先	春日市 都市整備部 都市計画課 公園担当
提出方法	上記提出先に <u>直接持参</u> してください。
留意事項	<p>ア 応募書類一覧の提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「滞納のない証明書」、「納税証明書」は、いずれも提出前3か月以内に発行されたものとします。</p> <p>イ 必要に応じて、応募書類一覧に記載していない書類の提出を求めることがあります。</p> <p>ウ 提出書類は、返却しません。</p> <p>エ 応募書類等の提出をもって本要項の内容を承諾したものとみなします。</p> <p>オ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。</p>

【応募書類一覧】

	応募申込書類の区分	必要書類
1	表紙（鑑）	応募申込書（様式1）
2	応募者の概要等	① 商業登記簿（履歴事項全部証明書） ② 印鑑証明書 ③ 応募者の概要 ・企業理念（経営方針） ・CSRへの取組み ・創立（創業）年月日 ・資本金（出資総額） ・事業内容（事業種目、取扱品目、サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、時間貸駐車場の管理運営箇所数等）
3	駐車場事業の実績	過去3年間の官公庁と契約等締結した実績 （駐車場の賃貸借契約、指定管理、管理・運営委託契約、機器のリース契約等に係る件名、契約相手、契約期間、契約金額、運営規模等を記載）
4	滞納のない証明書	次の各区分の証明書を提出すること（いずれも現年度のみ滞納のない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること）。 なお、証明書は原本を提出すること。 ① 市町村税について滞納のないことの証明書（契約締結先となる事業所の所在地のもの）

		<p>ア 市町村税全てについて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」を提出すること。</p> <p>イ 課税した市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、最近2年分の各納税証明書を提出すること。</p> <p>② 国税の納税証明書 (その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)</p>
5	誓約書及び役員名簿	<p>① 誓約書(様式3)</p> <p>② 役員名簿(様式4)</p> <p>代表者及び役員の氏名等を記入すること。この情報は、春日市の事務事業から暴力団を排除するために、警察機関へ照会することに使用する。</p>

応募前に必ず対象物件と関係法令を確認してください。現地調査を行う場合は、事前に都市計画課公園担当まで連絡してください。

(6) 企画提案書等の提出

提出期間	令和7年2月19日(水)から令和7年3月21日(金) 受付時間 午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)
提出先	春日市 都市整備部 都市計画課 公園担当
提出方法	上記提出先に直接持参してください。
提出書類	<p>企画提案書(様式5) 原本1部</p> <p>事業計画書 11部(A4サイズ・ページ番号を付すこと)</p> <p>レイアウト図 11部(A3サイズ)</p> <p>【事業計画書記載事項】</p> <p>①事業主体・事業実施体制、②使用料、③利用料金体系、④配置計画(レイアウト計画)、⑤管理運営体制、⑥トラブルへの対応、⑦利用者への配慮、⑧開設準備工事を必須とします。事業者の判断で、⑨独自提案を追加しても構いません。</p> <p>提出する事業計画書は、上記記載内容の番号順に作成し、インデックスラベルを貼付けてください。</p>
留意事項	<p>ア 企画提案書等の作成及び提出に要した費用は、すべて応募者の負担とします。</p> <p>イ 事業計画書には、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定できる表示は一切しないでください。</p> <p>ウ 提出書類は、返却しません。</p>

9 事業予定者の選定等

(1) 事業予定者の選定等

ア 事業予定者の選定は公募型企画提案（プロポーザル）方式にて実施し、白水大池公園有料駐車場運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって、応募者から提出された応募書類、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行い、総合的に判断の上、事業予定者（優先交渉権者）及び次点者を決定します。

なお、次点者の評価点が満点の50%に満たない場合は、次点者を定めません。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、選定委員会にて実施します。

ウ 事業計画書の内容について、市から質問する場合があります。その場で回答できるようにお願いします。

(2) 評価基準

	項目	審査内容	着眼点	配点
1	事業主体・事業実施体制	駐車場事業の実績 運営能力、財務状況	実績はあるか。 財務状況等は健全か。	10
2	使用料	使用料（月額）㎡/円 （消費税等を含んだ額）	使用料の額。	20
3	利用料金体系	駐車場の料金体系 無料時間の設定 無料措置対象車両等への対応	料金設定及びその設定根拠が適切か。 無料時間の設定は適切か。 無料措置対象車両等の手続きについて。 市事業ボランティア参画者及び参加者への無償措置、割引措置について。	15

4	配置計画 (レイアウト 計画)	場内の配置計画 駐車場管理機器の仕 様 案内看板等の表示 環境への配慮 など	利用しやすいレイアウトか。 利用しやすい機器か。 耐久性は高いか。 周辺環境や景観に配慮したデ ザイン・仕様か。	10
5	管理運営体制	現地対応可能時間、 電話対応体制、 個人情報保護 など	組織体制は万全か。 設備の維持、緊急時の対応は 万全か。 個人情報の管理体制は適正 か。	5
6	トラブル等へ の対応	修繕・トラブル対応方法 苦情処理体制 利用者への対応方法 防犯対策 など	どのように対応するか。 適切な対応サービスか。 対策は十分か。	5
7	公園利用者等 への配慮	障がい者への配慮 出入口の混雑対策	対象者に対する配慮が十分に なされているか。 混雑対策が検討されている か。	10
8	開設準備工事	工事日程と工事内容	安全対策や工事期間中の対応 は考慮されているか。	10
9	独自提案	正面入口駐車場（南 側エリア）の活用 提案者独自のサービ ス 地域貢献	正面入口駐車場（南側エリ ア）について、有効な提案が あるか。 利用者や施設の利便性向上に つながっているか。 地域貢献に資する提案がある か。	15
合 計				100

(3) 選考審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ア 実施日 令和7年4月上旬
- イ 場所 春日市役所内会議室
- ウ 時間 1事業者あたり30分（説明20分以内、質疑応答10分程度）
- エ 参加人数 1事業者あたり3名まで

※1 日時及び場所については、後日、改めて市よりお知らせします。

※2 プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、すべて応募者の負担とします。

※3 プレゼンテーションにあたり、パソコンを使用する場合は必要な機器を持参してください。スクリーン及びプロジェクターは市で用意します。

(4) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、使用条件の優位性等について審査します。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当すると認められる場合は、失格とします。

- ア 本要項の定める応募資格要件を満たしていない場合
- イ 企画提案書類の内容が、本要項の示す要件を満たしていない場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載があることが判明した場合

(6) 事業予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

事業予定者は、令和7年4月中旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関する問い合わせには応じられません。
なお、決定した事業予定者等については公表します。

10 選定後の手続き

(1) 公園施設設置許可、都市公園占用許可に係る手続き

- ア 市と事業予定者との間で駐車場事業等にあたっての細目を協議します。なお、事業予定者の企画提案書類等の内容を反映させる目的で、関係資料の補正等を行う場合があります。
- イ 協議が整った後、事業予定者は市に対して、春日市都市公園条例第6条の2第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書、春日市都市公園条例第7条第2項の規定に基づく都市公園占用許可申請書を提出していただきます。
- ウ 事業予定者から提出された公園施設設置許可申請書に対し、市は内容を確認した上で、事業予定者に対し、公園施設設置許可書を発行します。同じく、都市公園占用許可申請書に対し、都市公園占用許可書を発行します。

(2) 事業予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当するは、事業予定者としての決定を取り消します。

- ア 事業予定者の決定から契約締結までの間に、事業予定者について資金事情の変化等により駐車場事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合
- イ 著しく社会的信用を損なう等、事業予定者として相応しくないと市が判断した場合
- ウ 事業予定者が本要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合
- エ 事業予定者が本件契約を締結しない場合

11 その他

問合せ先

本要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市都市整備部都市計画課公園担当

(電話) 092-584-1111 (内線 3513)、(FAX) 092-584-1143

(Eメール) kouen@city.kasuga.fukuoka.jp

※ 本要項に関する質問は、質問書(様式2)によりEメールで受け付けます。
電話での受付は行いません。